

2020（令和2）年度第3回（通算第44回）理事会（臨時）議事録

一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2020年7月12日（日） 10時～10時38分

2. 場 所：Zoomにより実施

3. 出席者：

理事 19名中、19名

以下の出席者はWEBシステム ZOOMにより参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）濱本正太郎

（理事）濱本幸也

（理事）早川眞一郎

（理事）古谷修一

（理事）森肇志

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（陪席）堀口健夫 議事録作成のため

4. 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く18名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名）が出席し

ていることが確認された。つづけて、前回 2020 年（令和 2）年度第 2 回（通算第 43 回）理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。また、議事録作成の都合上、堀口の陪席が了承された。

1) 報告事項

1 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第 124 年次）に関する件

前研究企画委員会委員長である兼原代表理事より、前期理事会にて大会の不開催と来年度大会へのプログラムの移行が決定されたことが改めて説明され、当初の報告予定者全員より来年度大会での報告の承諾を得たこと、並びに、必要な準備を新委員会に引き継ぐことが報告された。

2 会員数現況

古谷理事より、6 月 27 日に開催された前回の理事会以降、新たな入会の申請はなかったため、会員の総数に変動はないが、前回理事会で 4 名が名誉会員となったため、その分一般会員数が減少したとの報告がなされた。この会員種別の変更後、会員総数 861 名の内訳は、一般 748 名、学生 66 名、名誉 41 名、特別 3 名、終身 1 名、維持 2 件である。なお、1 名退会希望者がいるが、年度末に退会の扱いとなるため、現在の会員総数に含まれたままであるとの説明があった。

3 その他

なし。

2) 議決事項

第 1 号議案 業務執行理事の選任に関する件

兼原代表理事より、今期の業務執行体制案について、資料に基づき説明がなされた。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることができない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により、以下の通り議決された。

【議決事項】 定款第 27 条第 3 項、第 29 条第 4 項、第 37 条第 1 項（1）に基づき、業務執行理事を次の通り選任する。

業務執行理事： 明石欽司、新井 京、植木俊哉、小畑郁、玉田 大、都留康子、寺谷広司、西谷祐子、西村 弓、瀨本正太郎、古谷修一、森 肇志、山田哲也

業務執行理事の業務

代表理事に事故あるときの職務を代行する業務執行理事 古谷修一

総務部長・事務局長 古谷修一
会計部長 植木俊哉
研究企画部長 小畑 郁
研究振興部長 西谷祐子
雑誌編集部長 濱本正太郎
国際交流部長 明石欽司
社会連携部長 新井 京
ホームページ委員会委員長 玉田 大
会員委員会委員長 西村 弓
研究企画委員会委員長 小畑 郁
研究大会運営委員会委員長 山田哲也
研究振興委員会委員長 西谷祐子
若手研究者育成委員会委員長 都留康子
雑誌編集委員会委員長 濱本正太郎
国際交流委員会委員長 明石欽司
アウトリーチ委員会委員長 新井 京
エキスパート・コメント委員会委員長 寺谷広司
国際関係法教育委員会委員長 森 肇志

第2号議案 国際法外交雑誌第119巻の編集状況に関する件

前雑誌編集委員会委員長である植木理事より、国際法外交雑誌第119巻の編集状況につき、資料に基づき、説明がなされた。3号に例年掲載している研究大会報告の掲載が難しい点について、並びに、4号に関連してILAやILCの報告記事の扱いについて、今後検討・対応が必要であるとの説明があった。さらに第120巻についても、原稿の確保が問題であるとの報告がなされた。関連して濱本幸也理事より、ILCの本年会期の延期が決定されたとの情報提供がなされた。

【議決事項】 なし

第3号議案 第8回小田滋賞に関する件

前国際関係法教育委員会委員長である西谷理事より、第8回小田賞の募集について、資料に基づき説明がなされた。応募の締め切りについては、授与式の時期を従来の6月から9月の研究大会時に変更することにあわせて、従来の1月31日より3月31日に変更したいとの説明があった。また、締切の変更や委員長の交代に応じて改訂を施した応募要領等についても説明がなされた。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることができない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により、以下の通り議決された。

【議決事項】 第 8 回小田滋賞に関する募集スケジュール並びに応募要領等については、原案の通り決定する。

第 4 号議案 その他

なし。

以上をもって議案の審議が終了したので、10 時 38 分に本理事会を閉会した。

以 上